

令和6年11月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和6年11月15日（金）午後2時
(2) 閉 会 令和6年11月15日（金）午後5時20分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
第 2 会議録の承認について
第 3 会議の公開・非公開の決定について
第 4 第 5 号 議 案 三木市スポーツ賞選考基準の一部改正について
第 5 第 6 号 議 案 令和7年度三木市立小学校・中学校・特別支援
学校県費負担教職員人事異動内申の方針につ
いて
第 6 第 7 号 議 案 「三木市における学校部活動に関する地域クラ
ブ活動への移行ガイドライン」の策定につ
いて
第 7 第 8 号 議 案 三木ホースランドパークエオの森の指定管理者
の指定に係る教育委員会の意見につ
いて
第 8 第 9 号 議 案 三木市文化会館の指定管理者の指定に係る教育
委員会の意見につ
いて
第 9 協議事項 1 5 吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に
係る教育委員会の方向性（設置する学校の概要）
につ
いて
第 1 0 協議事項 1 6 吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に
係る教育委員会の方向性につ
いて
第 1 1 報 告 事 項 令和5年度における認定こども園及び保育所並
びに放課後児童健全育成（アフタースクール）
事業に係る教育委員会事務局職員による補助執
行の市長への報告につ
いて
第 1 2 報 告 事 項 各課（室）の所管事項につ
いて
第 1 3 その他
第 1 4 次回定例会の開催日程につ
いて

4 出席者

教 育 長 大 北 由 美
委 員 石 井 ひろ美

委	員	梶	正 義
委	員	稻 見	秀 行
委	員	西 岡	愛

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教育総務部長	森 田	眞 規
教育振興部長	鍋 島	健 一
教育総務課長	田 中	栄 一
教育施設課長	荒 田	知 宏
生涯学習課長	河 端	康
図書館長	伊 藤	真 紀
文化・スポーツ課長	手 島	三知子
学校教育課長	山 口	正 明
教育センター所長	計 倉	康 和
小中一貫教育推進室長	武 内	克 朗
教育・保育課長	仲 谷	淳
教育総務課課長補佐	本 岡	忠 明
教育総務課係長	三 觜	牧 恵
文化・スポーツ課主事	村 田	政 宜

7 傍聴者 1人

開 会

教育長が、令和6年11月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員及び西岡委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和6年10月定例会（10月18日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第3 会議の公開・非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、第8号議案「三木ホースランドパークエオの森の指定管理者の指定に係る教育委員会の意見について」及び第9号議案「三木市文化会館の指定管理者の指定に係る教育委員会の意見について」は12月市議会に議案を提出しているところであり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、また、協議事項16「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教育委員会の方向性について」は意思形成過程にあるもので、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第4 第5号議案 三木市スポーツ賞選考基準の一部改正について ○手島文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市スポーツ賞選考基準を別紙のとおり改正することについて、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により議決を求める。

改正理由については、1点目に、スポーツ奨励賞において、成績要件には合致しているが市内学校在籍者でないため同賞に該当しないなど、本市における体育・スポーツの成績が優秀であった個人又は団体を表彰し、市民の範とするとともに、スポーツを広く市民に普及させることを目的とする三木市スポーツ賞表彰規則に反する事例があり、スポーツ特別賞を授与したことがあったこと。

2点目に、三木市スポーツ賞選考委員会委員から、スポーツ特別賞は本来、スポーツ優秀選手・団体賞よりも格式が高い賞であるため、三木市スポーツ賞選考基準を見直す必要があるとの意見があったこと。

3点目に、スポーツ優秀選手・団体賞については、現時点ではスポー

ツ奨励賞のような事例はないものの、現行基準では市内学校在籍者又は市内在住者でない場合は同賞に該当しないため、スポーツ奨励賞に準じて基準を見直す必要があることである。

次に、改正内容について説明する。1点目に、全国総合体育大会や国民スポーツ大会などでの成績を対象とした賞であるスポーツ優秀選手・団体賞の選考対象について、「本市に住民登録をしている者」を追加する。これにより、スポーツ優秀選手賞の選考対象は、市内在住者、本市に住民登録をしている者又は市内在勤者となる。

2点目に、スポーツ奨励賞のうち個人の選考対象は、これまで市内学校在籍者又は本市を活動拠点とする個人若しくは団体であったが、小学生、中学生及び高校生選手の選考対象に「市内在住者」及び「本市に住民登録をしている者」を、一般選手の選考対象に「市外団体等に所属する市内在住者若しくは本市に住民登録をしている者」をそれぞれ追加する。これにより、市外の団体に所属する市民も奨励賞の対象となる。奨励賞の選考対象範囲を広げることでスポーツに励むかたが増えてほしいという考えである。

改正日は、議決の日とする。

最後に、同基準の改正について議論する中で分かりにくい表現があることが判明したが、10月31日に開催した三木市スポーツ賞選考委員会で本議案以外の部分について議論していないことから、今回は説明した部分のみの改正とし、同委員会において令和6年度の選考を終了した後、再度全体の内容について協議したい。

(石井委員) 市外で活躍した団体の中に三木市の在住者又は住民登録のある子どもがいた場合に奨励賞の受賞対象となるため、改正前よりも対象者が広がるという認識で合っているのか、また、全国大会8位以内等の基準は近隣市と合わせているのか、それとも、三木市独自の基準であるのか教えていただきたい。

(手島文化・スポーツ課長) 対象者については御認識のとおりである。基準については三木市独自の基準である。

教育長が第5号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第5 第6号議案 令和7年度三木市立小学校・中学校・特別支援学

校費負担教職員人事異動内申の方針について

○山口学校教育課長が次のように説明した。

令和7年度三木市立小学校・中学校・特別支援学校校費負担教職員人事異動内申の方針を決定することについて、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、委員会の議決を求める。

1点目に、適材適所の配置については、特に同一校における長期勤務者の異動等に留意して異動の内申を行う。

2点目に、人材育成の促進については、全市的な視野に立ち、計画的な交流を積極的に進める。また、次代の人材育成の観点を踏まえるとともに、小中一貫教育の推進なども見据え、異校種間の交流にも努めていく。

(梶委員) 基本的な考え方の人材育成の促進については、次世代のリーダーとして活躍する教職員の育成の観点はとても重要であり、その教職員が若い教職員を支え、育てる立場にもなっていくため、しっかり考えていただきたい。

(稲見委員) 来年、再来年に退職する管理職が多くなると思われるため、多くの退職者を出す学校において、この配慮すべき点の2点は特に配慮して人事異動をしていただきたい。

(大北教育長) 令和6年度末に退職を迎える管理職が多いことから、配慮した人事異動を行う。

(石井委員) 基本的に賛同するが、小中一貫教育を進めていく中で、教職員がどの学校へ異動しても小中一貫教育の中身がきちんと浸透しているようにしていただきたい。

(山口学校教育課長) 全ての教職員が小中一貫教育の具体的な取組について研修等を通して、今学んでいる最中である。

また、特に、吉川小学校及び吉川中学校並びに別所小学校及び別所中学校においては、先進的に小中一貫教育の取組を進めているため、そこで手に入れたノウハウを異動先の学校にも広げていくことを踏ま

えて人事交流を進めたい。

(石井委員) 三木市の課題である学力向上の点から意見を述べる。

長年にわたり、全国の学力と比べて厳しい状況が続いているが、中学校については全国値よりも何ポイントか上がってきている。こういった点においても、小中一貫教育にも関係することであるが、授業のノウハウや情報共有など、学力を向上していけるようなキャリアステージに応じた教職員がバランスよく配置されるような検討内容も入れていただきたい。

(山口学校教育課長) 子どもたちの主体性又は自律的な学習を伸ばす取組である「单元内の自由進捗学習」を令和5年度にある学校で研究した教員が、人事異動で次の学校に行き、その研修を広め、元いた学校に異動先の教員を連れて研修に参加して学ぶという取組も実際にも広がっている。このため、このような観点も踏まえて人事を行っていく。

教育長が第6号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第6 第7号議案 「三木市における学校部活動に関する地域クラブ活動への移行ガイドライン」の策定について

○手島文化・スポーツ課長が次のように説明した。

「三木市における学校部活動に関する地域クラブ活動への移行ガイドライン」を策定することについて、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、委員会の議決を求める。

前回、出された意見への考え方及び変更点について説明する。

まず1点目のクラブ活動の実施主体に対する評価が必要ではないかという意見については、ガイドラインには記載しないものの、今後どのように評価するかは協議は必要と考えている。

2点目の実施主体は「登録」か「申込申請」か統一すべきという意見については、「参加登録」に統一する。

3点目の各種研修への参加は「努める」ではなく義務とすべきではないかとの意見については、「参加することとする。研修内容については別途運営方針に記載する」に変更した。

4点目のコーディネーターの立場をカッコ書き等で記載する必要はないのかという意見については、コーディネーターの具体的な役割を精査しきれていないため、精査できた段階で運営方針に記載したいと考えている。

5点目は、地域クラブ活動のイメージ図及び今後のスケジュールを掲載した。

(石井委員) 何も分からない状態でイメージ図を見た場合に、「地域クラブ運営を支援するコーディネーターの配置」とあるが、どう支援するのかの記載がなく分からなかったため、コーディネーターはどのような立場のかたが就任するのかを質問したように思う。まだ煮詰まっていないという認識で合っているか。

(大北教育長) どのような経歴のかたがコーディネーターをするのかということ及び仕事内容について説明願う。

(手島文化・スポーツ課長) 現時点では確定しておらず、お答えできない。

(稲見委員) ガイドライン及び運営方針のほかに、作成を予定しているものはあるのか。

(手島文化・スポーツ課長) 現時点では、その2点以外に作成する予定はない。

(稲見委員) 運営方針については、地域クラブ登録を希望する団体がどのように地域クラブを運営していけばよいかという詳細が書かれているものとイメージしていた。その中にコーディネーターの役割をどのように記載するのかみえてこない。地域クラブの運営をサポートする体制として記載するのか。

(手島文化・スポーツ課長) 運営方針の中に「三木市教育委員会との関わり」のような項目を盛り込み、当該項目にコーディネーターについて記載することを考えている。

(大北教育長) コーディネーターの役割を、具体性及び明確性を持って運

営方針に記載する。

(石井委員) 現在、活動している団体は、さまざまな目的を持って活動していると思う。団体が地域クラブに主体的に参画するためには、運営方針にある程度の自由度が必要ではないか。

(手島文化・スポーツ課長) 運営方針は素案の段階であるため、意見を参考に作成する。

(稲見委員) 国や県の運営方針を確認した。基本的に流れを追って計画が出てきているため、三木市におけるガイドラインは、地域クラブに取り組む概要であると捉えた。次に、どのように推進するかという計画書があり、地域クラブに登録しようとする人は、この運営方針に基づいて行うという流れがあれば一番分かりやすいと感じた。

推進するための計画書がないということは、このガイドラインが大本ということとなる。ということであれば、このガイドラインはもっと詳しくする必要があるのではないか。

運営方針は、登録を希望する団体が運営するに当たり確認する資料と考えていたが、そうではないのか。

(梶委員) 少し話が前後するが、ガイドラインのコーディネーターの役割についての記載は、大まかにはこれでよいように思う。

コーディネーターは、地域クラブの設立及び運営を支援する役であり、1点目の役割は、活動する中で発生した事象についての相談及び活動をモニタリングする中での指導である。2点目は、生徒一人一人のニーズに合ったクラブ団体の情報の提供及び生徒若しくは保護者の相談に乗ることである。イメージ図には記載されているが、文章にも明示すると分かりやすい。

運営方針については、全ての団体に共通して実施する項目及びそれ以外で団体が自由に実施する項目に区分けし、「自由」とする範囲を具体的に示した内容に整理すればよいと考える。

(大北教育長) コーディネーターの役割は2点あり、1点目は受け皿となる団体への設立支援及び運営支援であり、2点目は生徒への支援であるとの指摘であった。ガイドラインのコーディネーターに関する記載

を具体的に記載願う。

(梶委員) 団体への指導も行うことが必要である。指導するために教育委員会にコーディネーターを配置するのであろう。

(大北教育長) 生徒に対しては「生徒が自分にふさわしい地域クラブを選択するよう周知する」と記載しているが、このままの記載で問題ないか。

(梶委員) 情報が一方通行とならないよう、全て双方向性を持ったやりとりができるようにすべきである。イメージ図も含めて周知するため、イメージ図の矢印も全て双方向であったほうがよい。

(大北教育長) 一方通行ではなく、生徒や保護者からの相談にも乗るということに理解した。

(梶委員) 本来は、地域クラブの団体とメインにやり取りすべきであるが、団体と生徒間で解決できないことがあれば、社会教育として教育委員会が相談に乗ることになるであろう。

(手島文化・スポーツ課長) イメージ図について、生徒からコーディネーターに相談できるよう、双方向の矢印に修正する。

(石井委員) 生徒相談窓口は、コーディネーターだけではなく、例えば、民間のクラブチームの運営リーダーが担い、生徒を支援する役割が出てくるかもしれないが、軌道に乗るまでのコーディネーターの役割は大きいと感じる。まずはコーディネーターが生徒の相談及び支援の役割を担った上で、支援しようというリーダーのようなかたが徐々に出てきたら、ゆくゆくは完全に地域展開という形となるのではないかと、希望も込めて考えている。

最初はコーディネーターの負担は大きいと思うが、双方向の役割を担うことは一つの方法であると感じる。とはいえ、本当に双方向でよいのかという議論はしっかりする必要がある。

(大北教育長) この件に関しては、生涯学習課、学校教育課及び教育総務

課が参画し、チームで作成してきた。これまで代表して文化・スポーツ課長が回答してきたが、他の課長も意見を発言されたい。

(山口学校教育課長) 学校の部活では、生徒からさまざまな相談があり、顧問が一つ一つ丁寧に対応している。相談の内容にもよるが、生徒一人一人の相談全てをコーディネーター1人が担うのは難しいと感じる。

どこまでの範囲でどのような相談を受けるのかのイメージをしっかりと持ち、運営方針の中でどのような表現とするかが大切であり、イメージ図に入れるのであれば、相談の範囲などを踏まえて記載する必要があると考える。

(梶委員) イメージ図では、コーディネーターは一つの役割であるため、教育委員会の社会教育の一環として双方向の矢印とする。仕組みとしては、石井委員の意見のように外部の力を借りたり、委員会を立ち上げたりしてもよい。ただし、その受付窓口はコーディネーターになるという程度である。コーディネーターが相談の全てに対応できるとは考えていない。

ただ、教育委員会に向かう矢印がないと、一方通行に見えてしまう。加えて、役割は登録申請だけかというイメージとなるので、大きな社会教育活動として矢印は必要であると感じる。

(石井委員) 保護者の立場として考えると、子どもがクラブを選定する方法や保護者が支援する範囲など何も分からない状況で、相談する場所などがはっきりしなければ、教育委員会に電話が殺到するなど混乱を招くように感じる。最初の軌道に乗るまでの段階での相談窓口を考えておいていただきたい。

(西岡委員) 教育委員会にコーディネーターが配置されることはよいことであるが、保護者の立場で考えると、子どもや保護者が悩んだときに最初に教育委員会に相談するという発想にはならない。保護者や子どもたちがもっと相談しやすい存在が必要と感じた。

(大北教育長) 学校から離れてしまうため、教職員に相談できないことが多くなる。

(石井委員) 子どもに一番身近であるのは学校や教職員で、それは今後も変わらないため、相談はどこでできるのかということの説明会でしっかり説明する必要がある。

例えばではあるが、各地域の公民館に問合せをすれば登録の方法が分かるなど、道筋をはっきりとつくり、周知していただきたい。

(大北教育長) 現時点では教育委員会のコーディネーターを窓口とし、保護者や子どもたちからの相談を受けることとする。

公民館について意見が出た。事務局の意見を発言願う。

(河端生涯学習課長) 公民館がどこまで関わるができるかは、現時点ではみえてこない。

地域クラブの立ち上げに際し、公民館を利用している団体に声掛けしているものの、まだ理解度が浅い。また、自分たちの楽しみのための団体がほとんどであり、地域クラブがどの程度受け入れられるかは未知数である。

各地区にはスポーツクラブもあるため、連携も必要となるであろう。一足飛びにはいかないが、徐々に浸透していくと、どのような反応となるのかを期待している。

(大北教育長) 公民館の登録団体が生徒を受け入れることとなれば、公民館も力になれるということか。

(河端課長) 公民館同士で情報を共有しながら地域クラブ活動を浸透させていく必要がある。

こども食堂は、実施している地区の情報共有を、随時、公民館内で行っているため、地域クラブも同様に情報共有しながら広がりを見ていきたい。

(石井委員) 民間の活動団体に対し、「クラブ活動が地域展開されたときに、大人と一緒に子どもたちもスポーツや文化を楽しめるような環境を三木市がつくっていく」ということをガイドラインや運営方針に盛り込み、強制ではないことも含めて説明を十分に時間をかけて行っていただきたい。

(田中教育総務課長) 3点述べたい。1点目は、イメージ図の双方向の矢印の関係であるが、改めて見ると、ここだけ双方向ではないというバランスの悪さが目に付くところである。また、生徒のみならず保護者からの問合せにも対応するという意味においても、双方向としたほうがよいと考える。

2点目は、コーディネーターを各地区に配置できればよいが、人材の問題や経費の問題があり、何よりさまざまな人がさまざまな意見を出してもいけないため、一元的な相談窓口として教育委員会事務局に配置されるコーディネーターに相談していただくのがよいと考える。公民館では、地域まちづくり担当もいるため、公民館同士で情報交換を行いながら、生徒を受け入れている地域クラブを案内することはできると考える。

3点目は、運営方針の位置付けについてである。ガイドラインについては大きな市の方針や考え方を提示するものであり、運営方針についてはガイドラインに基づき地域クラブを運営する団体が、常に手元に置いて参照するような手引書のようなものになると考えている。

ガイドラインには、地域移行の「取組の背景や方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について周知し」と記載しているため、運営方針にもこれらを明記し、具体的な手引書として、また、登録用紙など、地域クラブの登録に必要な書類についても盛り込むべきと考える。

(大北教育長) イメージ図については双方向の矢印に変える。文言についてはこのままでよいか。

(稲見委員) 「相談」としてはどうか。

(石井委員) 「相談」でよいとは思いますが、幅広くなりすぎるため、どのような相談であるのかを限定したほうがよいと考える。

(梶委員) 内容としては「相談」であるが、広がりすぎるため、事務局で適切な内容を追記していただきたい。

(大北教育長) コーディネーターの役務に関する記載も変わるため、イメージ図の双方向の矢印に追記する文言及びコーディネーターの役務に

関する文言については、事務局において検討し決定する。

(稲見委員) 10月定例会での協議の際にも述べたと思うが、「地域と共につくる『新たな』クラブ活動」など、「新たな」という言葉を付けた意図を教えてください。既存のものとは別にクラブを立ち上げる必要があるという捉え方になると考える。もう1点、クラブ活動をしようとする団体を登録することとなるが、登録する要領などは運営方針に盛り込むという認識で合っているか。

(手島文化・スポーツ課長) 当初、「部活動の地域移行」としたときに、部活動をそのまま地域に移行するというイメージが先行するおそれがあった。

このため、部活動が移行するのではなく、新たな活動が始まるということを強調するために付けた経緯がある。

(石井委員) 「地域と共につくる新たなクラブ活動」であれば、「新たな」が「クラブ活動」を修飾しており、そこに違和感がある。ゴルフクラブなど新しいクラブの立ち上げももちろんあると思うが、既存のクラブにより、部活動とは全く違う形で地域とともに展開することとなるため、展開する「形」が新たなものになるという文言に言い換えたほうが分かりやすいのではないか。

(山口学校教育課長) 「新たな地域クラブ活動」は、スポーツ庁が出している一つの単語であり、どの県の市町も「新たな地域クラブ活動」という単語を使用している。それを考慮した上で文言を変更するのであれば、問題ないと考える。

(稲見委員) 11月13日の地域クラブ講演会の内容や前職の経験から考えると、国がガイドラインなどを出して新たなことを実施する際は、市町のモデル的又は試行的取組も踏まえてガイドラインを変えていつている。実際に、前職で始めに出た言葉を絶対使わないといけなと思って失敗したことがあり、この地域クラブについても、国は「移行」を「展開」に変えてきたと講演会で話があった。

国の新しい政策では、さまざまな取組を取り込んで内容を修正して

いくため、市民が分かりやすいガイドラインであればよいと考える。

(大北教育長) 国は、1週間ほど前に、既に「移行」を「展開」に変更している。ガイドラインの見出しについても「地域と共に展開するクラブ活動」と変更してよいか。

(田中教育総務課長) ガイドラインの名称自体が「移行」となっているため、名称についても変更するかどうか検討が必要と考える。

(稲見委員) 変更してよいと考える。

(石井委員) 地域クラブ講演会で、「当初、『地域クラブ移行』としたときに、部活動がそのままの形で移るというイメージを植え付けてしまったため『展開』に変えた」という説明があった。このことから、展開に変更したほうがよいと考える。

(西岡委員) 初めて部活動が地域クラブ活動に移行すると聞いたときに、「移行」であれば今の部活動がそのままただ地域に移るだけと捉えたため、「移行」ではなく「展開」のほうがよいと考える。

(大北教育長) 現役の保護者からの指摘でもあるため、タイトルを「展開」に変更する。変更後のタイトルを発言願う。ガイドライン本文にも「移行」を使用しているため、精査する必要がある。

(石井委員) 例えば、「移行期間」は変更しないなど、文章の内容により変更するかどうか、精査が必要と考える。

(山口学校教育課長) タイトル案を述べる。「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン～学校部活動から地域で支えるスポーツ・文化芸術活動へ～」でいかがか。

(梶委員) 地域クラブ活動の「場所」の要因と、後ろが文化芸術という「活動」の内容であるため、並びとしてはやや違和感はあるものの、賛同する。

(稲見委員) 登録要領など団体が登録するために必要な書類は運営方針に含まれるという考え方で合っているか。

(田中教育総務課長) 地域クラブの運営団体などが日常的に確認する手引きとなるようなものであり、団体が市へ登録しなければならない手続となっていることから、当然、登録用紙を含め、細かな要領的なものを載せるべきと考える。

(稲見委員) 推進計画などがなく、根拠がガイドラインのみであるが、予算要求できるのか。

(田中教育総務課長) ガイドラインには、地域クラブ活動の推進や今後のスケジュールについて簡単にではあるが記載している。このため、基本的には大きな市の方針であるガイドラインを根拠に予算要求できると考える。

教育長が第7号議案について採決を行い、一部修正の上、可決された。

日程第9 協議事項15 吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教育委員会の方向性(設置する学校の概要)について

○武内小中一貫教育推進室長が次のように説明した。

小中一貫校の基本構想案の策定に向け、これまで継続的に協議を重ねてきた経緯も踏まえ、設置する学校の概要について改めて協議したい。

具体的な内容としては、設置形態、学年区分の考え方及び特認校制度の3点である。

なお、これらの3つの協議内容については、施設一体型の教育環境であるからこそ最大限に教育効果を発揮できるものであると考え、吉川に設置する小中一貫校への導入を進めていくとともに、今後策定する基本構想案にも位置付けていきたい。

始めに、小中一貫校の設置形態について説明する。

校種は、小学校から中学校までの義務教育を1人の校長及び1つの教職員組織が9年間の学校教育目標を定め、一貫した教育を行う学校であ

る義務教育学校として位置付けたい。なお、義務教育学校は平成28年度から制度化された新たな学校の種類である。

義務教育学校の形態を取る主な理由としては、1人の校長及び1つの教職員組織は、学校全体のマネジメントに一貫性が生まれ、より効果的な教育活動と更に円滑な学校運営の実現が可能となると考えているためである。また、1つのコンパクトな運営組織というのは、学校運営に関する情報共有の効率化や教職員からの意見などの吸い上げの円滑化につながるのではないかとということも期待して導入を進めるものである。

この考えに至った理由としては、事務局による延べ60か所以上の先進校視察及びそこで見聞きした知見並びに吉川に設置する小中一貫校の児童生徒数を考慮した結果の判断である。

なお、義務教育学校の導入状況については、全国的にも兵庫県内や近隣地域においても増加傾向にある。

次に、2点目の学年区分の考え方について説明する。義務教育の9年間を一体的に捉えて学びを積み上げていく小中一貫教育においては、学年区分の考え方として複数の考え方があるものの、「4-3-2」の制度を導入したいと考えている。なお、学年区分の考え方については、特に法令による定めがあるものではなく、教員自身が日々の教育活動の中で留意しておくべき、いわゆる指導上の工夫である。

基本的には、前期課程の6年間及び後期課程の3年間という考え方に基づき、小学校及び中学校の学習指導要領に準拠した形で教育活動を行うが、近年の子どもたちの精神発達の状況や物事を理解していく成長過程におけるまとまりを考慮すると、「4-3-2」というブロックを意識するのがよいのではないかと考えている。文部科学省の実態調査では、いわゆる従来の6-3制以外の柔軟な学年段階の区切りを設定している学校のほうが、学習意欲や不登校の減少などの効果があると報告されている。

次に、具体的な4-3-2制の発達段階による指導の考え方について説明する。基礎定着期の4年間、充実期としての3年間及び発展期の2年間という位置付けを行い、子どもたちの成長の特徴に合わせた適切な対応を全職員が意識し、一丸となり指導するという考え方である。

この4-3-2制の考え方については、小中一貫教育を進める先進市町において数多く導入されている。本市においても、学校施設が離れて

いても大切にすべき考え方として、現在事務局で作成している「小中一貫教育のグランドデザイン」の中にも位置付け、市内全校で取組を進めているところである。導入のメリットについては、例えば、各ブロックの最高学年となる4年生、7年生、9年生をリーダーとすることで、それぞれの節目ごとに役割を持たせることができ、継続的に責任感を身に付けさせることができるのではないかと考えている。

また、早くから後期課程の生徒会活動や学校行事なども体験することができ、いわゆる中1ギャップの軽減に効果的なのではないかと考えている。これらの理由から、学年区分の考え方として、4-3-2制の導入を進めたい。ただし、6-3制か4-3-2制のどちらかという考えではなく、基本的には6-3制による指導を行いつつ、あくまでも教員の考え方として、4-3-2制を意識しながら教育活動に当たっていくスタンスである。

3点目として、特認校制度の導入について説明する。特認校制度とは学校選択制の一つであり、従来の通学区域を残したまま教育委員会が指定する特定の学校に、通学区域と関係なく市内のどこからでも通学を認める制度のことである。吉川の小学校及び中学校については、統合してもなお小規模であるため、特認校制度の導入により一定数の児童生徒の増加が見込めるなど、規模の小さな学校の課題解消に向けたメリットがあると考えている。また、学校生活においても、児童生徒の選択肢の幅を広げ、自らの興味や関心に応じた学びが促進されたり、他地域からの児童生徒との交流を通じて多様な価値観や豊かな人間関係を育んだりするなどの効果も期待されるのが特認校制度の導入の主な理由である。

なお、今後、吉川地域へ導入する際に、吉川地域の特色を生かした学校づくりの在り方や児童生徒の募集方法などの具体的な運営に関する事項については、今後、更に研究を進めていく必要がある。

以上、設置形態として義務教育学校の位置付け、学年区分に関しては4-3-2制の考え方をベースとし、特認校制度の導入を図り、より多様な学びを創出していきたいと考えている。これらの3点について協議をお願いしたい。

(大北教育長) まず、義務教育学校という学校形態について意見をお聞きしたい。

(梶委員) 1校だけではあるが、施設一体型の義務教育学校を視察した。施設を見学し、さまざまな取組について説明を受ける中で、やはり9年間のまとまりで子どもたちの成長発達を指導し教育していくというこの仕組みは効果的であり、導入すべきと強く感じた。その後もさまざまな協議や報告を受ける中で、同じ気持ちが強くなっている。ぜひこの方針で行っていただきたい。

(石井委員) これまで何校か直接足を運んで視察したが、施設が一体化することの一番のポイントは、例えば、カリキュラムを組む際に小中一貫教育というソフト面を実現するためによりスムーズで、一番生かされる形であると感じた。

子どもの動線や日々の生活の中で子どもたちが自然に交流できる形を意識的に一からつくることができるという魅力が一体型の施設にはある。既存の学校施設を活用しているところもあったが、設計上無理がある部分があると思うため、建設費等がかかったとしても、ぜひとも施設一体型というところにこだわっていきたい。小中一貫校、義務教育学校という形となることについては、実際に見たからこそ、このまま実現していきたいと考える。

(西岡委員) 中1ギャップという言葉があるが、本当に小学校と中学校でかなり環境が変わったと親でも感じる場所があるため、子どもたちはより感じているであろう。そのようなところで少しつまずいて学校に行けなくなっている子が増えていると感じるため、4-3-2制となり、自然な流れで年齢を重ねていけるようになればよいと感じた。

(稲見委員) 前回からさまざま議論が深まっていたところである。中学校に上がってすぐや、2学期から不登校又は学校に登校しにくくなること三木市の中でも増加傾向にあるということを考えると、やはり中1というのは非常に気にしなければならない学年であると感じる。基本的には6-3制で行きつつ、4-3-2制で学校が体制を整えて子どもたちを9年間サポートする。基本はこれでよいと考えているため、今回吉川につくる学校にも導入を進めていくことがよいであろうと考えている。

(石井委員) 今更ながらにお聞きしたいが、6-3制であったものが4-3-2制に変わっていくことで、段差がより緩やかになると思っているが、例えば、授業の展開やカリキュラムをはじめ、教職員が子どもたちの日々の成長を見ていく上で、6-3制から4-3-2制になるために意識を変えないとできないものがあるのか、また、スムーズにできるものであるのかを教えていただきたい。

(武内小中一貫教育推進室長) 今までの視察における聴き取りでは、施設一体型になるということは、子どもにとっても教職員にとっても非常にメリットがあるということである。1つの職員室になると、そこでの多様な教員同士の話し合いの中から、9年間のつながりのある授業づくりに関する計画やその授業の進め方について議論されるようになる。一例ではあるが、よく言われるのが小学校の教員は丁寧に教えるよさ、中学校の教員は専門的な内容をしっかりと教えるよさがあり、それを一つの職員室の中で共有することにより、互いのよさや強みを吸収していきながら、特に4-3-2の「3」の部分では、子どもたちが多感な時期を迎えるため、それにも十分対応できるような細やかな支援、指導ができるのではないかと考えている。

(大北教育長) 初めの「4」は元々の小学校、真ん中の「3」は小中が混じる。例えば、ここでチームを組んで何かをしようとしたとき、後の8、9年生は中学校2年生、3年生であるが、この真ん中の子のチームについて、先進校視察で何か得るものや気を付けなければならないこと、難しいことなどの聞き取りはできているか。

(武内小中一貫教育推進室長) 具体的に教員が何かが見えるような形で手立てを共有するところの話は聞いていないが、この4-3-2の考え方はあくまでも子どもの精神発達上の塊であり、例えば4-3-2の「4」では、算数で目の前の具体物を操作しながら答えを出したりするが、それが4-3-2の「3」の段階では具体物が抽象物になり、頭の中で整理しながら学ぶような内容が増えてくる。同時期に子どもたちの心身の発達も成長期を迎え、成長の早い子もいれば遅い子もいる中で、友達と比較して自己肯定感が揺らいだりモヤモヤしたりする傾向がある。この傾向は小学校を卒業してから初めて出てくる

ものではなく、小学校の5、6年生、もしかしたら4年生あたりからでも出てくるかもしれないが、教員が校種間を越えた広い視野に立って話ができるというメリットがあると聞いている。

具体的な指導方法ではなく、子どもに接するときの考え方を共有することができるという話であった。

(大北教育長) 次に、特認校制度の導入について意見を発言されたい。三木市で初めての試みであり、丁寧な説明があると認識している。

(石井委員) 特認校制度の導入については、子どもたちがだんだんと少なくなることが分かっている中で、手立てとして最適なものであるとこれまで議論してきたが、保護者や地域のかたに説明する際に、ここに書かれているメリットの他にデメリットも相反して説明していかなければならないと考える。その場合に、やはり特認校制度がデメリットを超えるメリットがあるという形でしっかりと魅力を分かっていたいただけるような説明をしていただきたい。

(西岡委員) 吉川は子どもたちが少ないが、そのような中でも子どもたちはさまざまな考えに触れてきている。特認校制度となることにより、更に新しいものが入ってくると考えられる。さきほど石井委員が述べられたが、デメリットに着目されるかたがいても、それを超えるよいことがあるということを示していただきたい。

(稲見委員) 吉川においては子どもが少ないという現状がある。今回特認校制度を導入するに当たり、子どもの数がある程度、現状維持させる又は増やすことが一番の目的ではないということについて、住民への説明を十分にすることが必要がある。

一方、特認校制度により他地区から来る子に対してのセールスポイントは、今度は地域づくりにつながっていくと考える。吉川の住民は温かな人たちである、また、子どもたちも和やかで大変付き合いやすいなど、よい学校であるから他地区からでも行きたいというイメージをつくるのは大変なことではあるが、ぜひ今回、住民とともにセールスポイントをつくっていただきたい。

(大北教育長) 義務教育学校になり、4-3-2制を取り入れながら、今

御意見のあったセールスポイントがあり、このような学校に行かせたいと保護者が思うような特認校制度にしていかなければならないと考える。

(武内小中一貫教育推進室長) いただいた意見を整理し、これから策定する基本構想に反映し、学校の在り方を示していく。

(鍋島教育振興部長) 少し補足する。本日の合意をもって、今後この3点について教育委員会としての方向性であるとオープンにし、進めていく。

この3点について、法的根拠を持って最終的に決定するプロセスについてお伝えしたい。まず、義務教育学校については、学校の設置及び管理に関する条例があり、そこに学校名と住所を規定する必要がある。実際にある程度、学校施設ができたタイミングで教育委員会としての意見を議決し、議会に上程することとなる。その後、市議会の議決書をもって県に申請する。このことにより義務教育学校にするということが決定する。2～3年近くかかると考えている。

特認校制度については、児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則で規定することとなる。教育委員会規則であるため、しっかりと制度設計をして、2～3年後に教育委員会で議決した上で募集に入るといったプロセスとなる。

4-3-2制については規定するものがないため、本日の合意により進めていくこととなる。

日程第11 報告事項 令和5年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る教育委員会事務局職員による補助執行の市長への報告について

○仲谷教育・保育課長が次のように報告した。

10月の定例教育委員会に指摘があった事項のうち、修正した箇所について説明する。

子どもの送迎用バス安全装置設置事業について、送迎用バスの全ての台数が分かりにくいという指摘があった。送迎バスは市内3園であるため、「送迎バスを運行する全3園のうち、市直営運行の認定こども園の送迎バスに設置するとともに、民間認定こども園のバスに対し、通園用

自動車へ安全装置を設置する費用を補助した」という表現に変更した。

続いて、安全装置の内容が分かりにくいとの指摘があったため、安全装置の種類として、「降車時確認式と自動検知式の併用品で、エンジン停止時にブザーが鳴り、車内後方に設置のブザー停止スイッチを押しに行くことで車内を確認する。また、併用して車内に人感センサーを設置することで、２段階での確認が行える。」という文言を追加した。

最後に、アフタースクールについては、課題として記載している「年度前半の一部の地域における高学年児童の待機とその受入態勢の整備について課題が解消されない状況が続いている」というところがアフタースクールの表の中で見えにくいという指摘があったため、待機児童の人数を追加した。ただし、記載しているデータは令和6年3月31日現在であるため、待機児童数が1人～3人となっている。アフタースクールの申込者数は、年度末では600人程度であるが、当初は800人程度である。低学年を優先して入所させると、学校によっては高学年が入らない状況になり、令和5年度は49人の待機児童があった。その後、夏休みを過ぎた頃に待機し続けるかの確認をすると、大体一人で留守番ができるなどの理由で取下げされ、更にそこから待機児童数が減っていき、最終的にこの人数となる。それが毎年の繰り返しである。

日程第12 報告事項 各課（室）の所管事項について

（1）教育施設課報告事項

○荒田教育施設課長が次のように報告した。

兵庫県の有機農産物学校給食活用促進事業を活用し、11月及び12月の給食に有機JAS認証された市内産の有機農産物を使用する。別所小学校で農業についての出前授業も行う予定であり、当該授業の様子を12月15日にサンテレビの県政情報ひょうご発信で放送する予定である。

学校給食については、環境負荷の少ない農業について学習する機会を設けるため、年に1、2回有機農産物を提供していきたいと考えている。

（2）生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

自由が丘地区ウォーキングフェスティバルを11月10日に開催し、参加者は659人であった。

中央公民館等複合施設整備事業の進捗状況について報告する。1点目に、中央公民館のコミュニティセンター化について検討しており、中央公民館、市民活動センター、高齢者福祉センター及び三木市高齢者大学が使用しているまなびの郷みずほの計4つの公共施設並びに三木商工会館を複合化することとしている。

中央公民館の場所に複合施設を建てることを検討しているが、公民館は社会教育法の規定に基づいて管理運営していることから、他の施設が使いにくくならないよう中央公民館をコミュニティセンター化して社会教育法の規制を外し、4つの施設を使いやすくしようと検討している。

三木南交流センターも公民館と同様に使用しているが、社会教育施設ではなく交流センターということで社会教育法の規制がかかっていない。中央公民館も社会教育及び生涯学習など公民館としての役割は継続した形で新たな施設にしていく。

2点目に、公民館複合施設の建設に当たり、都市政策課が中心となり複合施設を核とした都市再生整備計画を立て、社会資本整備総合交付金の対象となるよう進めている。

なお、他の公民館については、地域の実情及び意見を聞きながら、コミュニティセンター化することを検討していきたい。

最後に、10月定例会で石井委員から質問があった社会教育活動状況報告書の活動者の人数について報告する。指導者の人数が多かった緑が丘東小学校及び三木東中学校については、老人会のかたがたが多数応援にいられていたということであった。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

絵本と音楽のライブツアー2024を10月6日に青山図書館で、11月3日に吉川図書館で開催し、参加者はそれぞれ54人と40人となり、大変人気のあるイベントである。中央図書館は11月17日に開催する。

トライやる・ウィークを11月11日から11月15日まで受入れし、参加者は中央図書館が8人、青山図書館が5人、吉川図書館が2人であった。受入れ最終日である今朝の子どもたちは、皆が晴れ晴れとしたよい表情であった。

4ステップで誰でもかわいく描けるペットイラストワークショップ

プを12月8日に吉川図書館の開館15周年記念事業として開催する。吉川町出身のペットイラストレーターのsakio氏が講師として、大切なペットを飼い主が愛情込めてイラストにするワークショップである。sakio氏は本も出版しており、関西を拠点に全国的に活躍している。なお、sakio氏の作品展示も同時開催する。

(4) 文化・スポーツ課報告事項

○手島文化・スポーツ課長が次のように報告した。

菊花展を10月21日から11月8日まで文化会館前で開催し、300人が来場した。出展数は24点、表彰式の参加者は40人であった。

金物まつり協賛茶会を11月3日にサンライフ三木及び教育センターで開催し、来場者はサンライフ三木が193人、教育センターが204人であった。

地域クラブ講演会を11月13日にサンライフ三木で開催し、来場者は65人であった。

少年スポーツ大会9種目を11月17日から開催する。同日に総合開会式を開催する予定であったが、兵庫県知事選挙の影響で会場が使用できなくなり、中止となった。

地域クラブ説明会を12月17日に教育センターで開催する。

5月の定例会で質問があった文化会館の稼働率について回答する。

なお、文化会館大ホール及び小ホール等の予約区分については午前、午後及び夜間の3コマあるが、そのうち1コマでも利用があれば稼働日のカウントとなっている。

ゴルフ体験会の開催について報告する。部活動の地域移行を進めるに当たり、ゴルフ体験会を1月18日及び1月25日に三木ゴルフ倶楽部で開催する。内容は、講師紹介、ゴルフについての説明及び打撃練習で、1時間程度で計画している。対象者は令和7年度の中学生ということで、令和6年度の小学校6年生、中学校1年生及び2年生、参加費は保険料の300円である。今後、11月26日に記者発表を行い、12月中に募集を開始する。応募者多数の場合は1日の開催回数を増やすことを検討しており、申込者に開始時間を含めた詳細の通知を1月10日に行う。

(石井委員) 三木市文化会館の利用状況について説明があったが、この稼働率を見てもピンと来ない。どのような状況であるのか説明していただきたい。

(手島文化・スポーツ課長) 開館日とその回数を率にしており、人数とはリンクしていない。通常であれば、1日の利用コマ数も考慮して稼働率を算出すると思うが、1日に1コマでも利用があれば稼働したとの数字となっている。このため、本来はもう少し低くなると考える。

(5) 学校教育課報告事項

○山口学校教育課長が次のように報告した。

修学旅行、自然学校及びトライやる・ウィーク等については、予定どおりに実施することができており、平田小学校及び緑が丘小学校の自然学校をもって全ての学校で終了した。

第8回定例校園長会を11月7日に開催した。来年度の通級による指導に係る事前調査等について、事務手続を説明した。

(6) 教育センター報告事項

○計倉教育センター所長が次のように報告した。

みっきいルームの正式通級児童生徒は、中学生6人、小学生8人の計14人で、中学生が1人増加した。

みっきいルーム体験活動を10月22日に堀光美術館で行い、参加者は8人であった。堀光美術館ではブローチ等を作成した。

Canvaミニワークショップを10月24日、10月31日及び11月7日にオンラインで開催した。前回に引き続き、操作が堪能な若年層の教員が講師を担当し、それぞれ30人以上の参加者があった。

第30回三木市CGアートコンテスト審査会を11月12日に教育センターで開催した。審査対象は市内外の中学生以下の部と一般の部の2部門で、30年後の未来の三木市を描いてみようというテーマの課題作品と自由作品を募集したところ、合計250点の応募があった。その中からグループ賞をはじめとする42点の入賞作品を選出した。表彰式は12月14日に開催する。

青少年センターの実施した事業について報告する。

人の目の垣根隊意見交換会を小学校5校で開催した。

ネット見守り隊報告を10月31日に実施したが、特に大きな事案はなかった。

本年度の青少年健全育成ポスターを作成し、市内の学校園、公共施設及び大型量販店など計91施設に掲示を依頼した。

(7) 小中一貫教育推進室報告事項

○武内小中一貫教育推進室長が次のように報告した。

コミュニティ・スクール研修会（学校管理職）を11月5日に三木市総合保健福祉センターで開催した。同研修会については、従来は学校長を対象としていたが、今回は教頭を対象に実施し、講師である丹波篠山市立篠山小学校長の押部匡子氏から、学校運営協議会の意義や具体的な実践内容についての講話を聴いた。

第6回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教職員部会を10月30日に、第6回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会を11月7日にそれぞれ開催した。両部会とも基本構想案の概要について協議したり、検討すべき学校用地の状況整理を行ったりした。特に、用地についてはさまざまな要件を整理しながら総合的に判断した結果、両部会とも吉川高校が最も可能性が高いのではないかという結論に至った。

コミュニティ・スクール研修会（委員候補者）を12月6日に教育センターで開催する。学校運営協議会の委員候補者のうち、令和7年度にコミュニティ・スクールを導入する三木中学校、三木東中学校及び三木特別支援学校の委員候補者を対象とし、ワークショップ形式で実践をイメージした研修を計画している。

(8) 教育・保育課報告事項

○仲谷教育・保育課長が次のように報告した。

令和7年度入園受付（認定こども園等の2号・3号認定児）を10月1日から10月31日まで実施した。現在は点数及び希望を見ながら各園に振り分けているところである。申請数は459件と、令和6年度入園受付数より減少したが、傾向としてはやはり0歳・1歳・2歳の申込みが多い状況である。

令和7年度アフタースクール入所児童募集を10月1日から10

月31日まで実施した。申込者数は843人で、令和6年度の入所児童募集では848人と、生徒数が減少している割にはあまり減少していない。なお、さきほども述べたが、この人数が年度の終わりになると700人を切るような状態になる。

日程第13 その他 なし

日程第14 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和6年12月20日午後2時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第7 第8号議案 三木ホースランドパークエオの森の指定管理者の指定に係る教育委員会の意見について

日程第8 第9号議案 三木市文化会館の指定管理者の指定に係る教育委員会の意見について

日程第10 協議事項16 吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教育委員会の方向性について

第8号議案及び第9号議案並びに協議事項16は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により非公開で審議したため、同規則第31条の規定により内容については記載しない。

教育長が、第8号議案及び第9号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

閉 会

教育長が、令和6年11月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和6年11月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員

記録者
